



三和小跡地

教育特区の認定を受ける

平成二十一年四月の通信制単位制高校の開校めざす

平成十六年三月に閉校した三和小学校跡地の利用については、これまで地域住民の方々と三和小跡地利用検討委員会等で検討を重ね、長年の懸案事項となっていました。今回札幌でフリースクールを運営しているNPO法人札幌自由が丘学園（代表亀貝一義氏・

和寒町出身）の廃校校舎の利用についての情報を得て誘致を進めてきました。

同学園では、平成十四年度から広域通信制高校と連携し高等部を開設し教育活動を展開してきました。今回、和寒町の農業や自然環境を生かした野外活動や福祉施設でのボランティア、また町民との交流など特色あるカリキュラムを設置し、独立した通信制高校の開校を三和小跡地でめざすことになりました。

町では、内閣府に「自然の恵み野和寒町教育特区」の計画書を一月二十二日に申請し、三月三十一日付けで構造改革特区の認定を受けました。

また、三月の町議会定例会において「和寒町教育特区学校審議会条例」が議決され、高等学校開校に向けた関係書類の審査を行うため、今後地域の代表者、教育委員会の委員、学識経験者による審議会を設置し、六月下旬には答申書を町長に提出する予定となっています。

開校は平成二十一年四月を予定し、生徒募集は今年八月頃から開始。定員は八十人で三力年間増員しながら、教員を含め約二百五十人が和寒町を訪れる予定となっています。

教育特区とは？

地方自治体や民間事業者等の自発的な立案によって、地域を限定して、地域の特性に応じた特色のあるまちづくりを全国に普及拡大することを目的とした、構造改革特区の一つであり、教育上で特別な支援が必要な子どもを対象とした学校法人以外の機関（民間会社等）による学校の設置・運営を認めるものです。

人権擁護特設相談所開設

六月一日を「人権擁護委員の日」と定め、全国一斉に特設相談所を開設します。

全国各地でこの日を中心として地域の実情に応じた啓発行事等を実施し、人権擁護委員制度の周知徹底と人権擁護思想の一層の普及高揚を図ることを目的としています。

最近是不当な差別、信条、性別、障がいなどの差別が存在し、また、国際化に伴い、人権に関する新たな課題も生じてきています。家庭、職場、地域社会など様々な場面で、普段から人権尊重の意識を高めることが強く求められております。

現在、和寒町には町長から推薦され、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員が各種相談に応じております。

吉田 恵美子 字西町313番地 電話 32-2863
荒瀬 龍男 字西町196番地 電話 32-4504

◎人権擁護特設相談日程

- 1. 相談実施日: 6月3日(火)
- 2. 相談時間: 午前10時から午後3時まで
- 3. 相談場所: 保健福祉センター1階「相談室」

詳細は保健福祉課福祉係（電話32-2000番）

[相談は無料で、秘密は固く守られます]